

# 被災住宅等リフォーム事業の流れ

申込期間：令和6年1月26日から 令和6年3月29日まで

## 1. 申し込み

≪ 提出に必要な書類 ≫

【住家】

- ① 申請書
- ② 見積書の写し
- ③ 修繕箇所がわかる図面
- ④ 罹災証明書の写し

【非住家】

- ① 申請書
- ② 見積書の写し
- ③ 修繕箇所がわかる図面
- ④ 修繕前の写真

## 2. 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付の可否を決定し、  
「五泉市被災住宅等リフォーム事業補助金」にて市から通知します。

※決定まで2週間程度かかります。

※通知は申請者へ郵送で送付します。実績報告書を同封します。

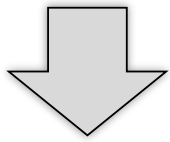
## 3. 工事完了

≪ 提出していただくもの ≫

- ① 補助金減額変更交付申請書兼実績報告書  
工事費が減額になった場合はその理由を記載してください。  
なお、工事費が増額した場合は、補助金の増額は認められません。
- ② 領収書の写し
- ③ 工事後の状況がわかる写真（日付けが入ったもの）

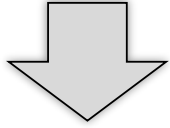
※工事内容によっては、現地を確認させていただく場合があります。

次のページへつづく



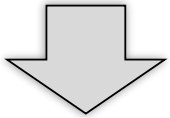
#### 4. 補助金の確定

市が実績報告書を基に補助金の額を確定し、「五泉市被災住宅等リフォーム事業補助金確定通知書」にて、申請者へお知らせします。



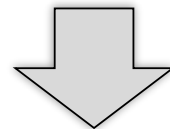
#### 5. 補助金の請求

申請者は、補助金確定通知書を受け取った後、速やかに「五泉市被災住宅等リフォーム事業補助金請求書」を提出してください。  
※請求書は、補助金確定通知書に同封します。



#### 6. 補助金の支払

市は、補助金請求書を受理した後、補助金を申請者の指定口座への振込でお支払いします。  
※振込先は、申請者と同じ名義の口座にしてください。



#### 7. 完了

以上で申請手続きは完了です。  
なお、詳しい内容については、お問い合わせください。

#### お問い合わせ先

商工観光課 商工係

〒959-1692

五泉市太田1094-1

電話:0250-43-3911 (内線279)